令和３年１０月１５日

ＮＰＯ法人ＩＷＣ国際市民の会　定款

第１章　総則

第１条（名称）

この法人は，特定非営利活動法人 IWC 国際市民の会という。

第２条（事務所）

この法人は，主たる事務所を東京都品川区南大井６丁目１３番３号に置く。

第３条（目的）

この法人は，国籍，性別，年齢，職業にとらわれることなく，世界の現状に深い関心を持ち，各国の独自性を理解・尊重する国際理解教育を目指した学校組織を中心に、地域・社会と共生できる総合的な支援体制を通し，日常直面している諸問題の解決に取り組むことを目的とする。

第４条（特定非営利活動の種類）

この法人は，前条の目的を達成するために，次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 国際協力の活動

(2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

第５条（事業の種類）

この法人は，第３条の目的を達成するために，特定非営利活動に係わる事業として，次の事業を行う。

(1) 地域・社会と共生できる，総合的な支援体制の核となる学校組織の確立と維持運営事業

(2) 日本語ほか各種語学教室

(3) 在住外国人の就学支援及び生活相談

(4) 諸外国との交流・支援活動

(5) 出版・イベント・ホームページ等による普及啓発活動

(6) 講演会の開催による教育事業

(7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

第６条（種別）

この法人の会員は，次の４種とし，社員全員をもって法上の社員とする。

(1) 社員会員　この法人の目的に賛同して入会し、会の運営に参画する個人又は団体で，総会での議決権を有する。

(2) 普通会員　この法人の目的に賛同して入会した個人，家族又は団体で，通常の活動に参画する会員。総会での議決権を有しない。

(3) 賛助会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で，主に経済的支援を行うが，議決権は持たない。

(4) 特別会員　この法人の活動への有形無形の支援を目的に，理事会が就任を要請した個人又は団体で，議決権はない。

第 7 条（入会）

会員は，理事会が別に定める入会申込書により，理事会に申し込むものとする。

第 8 条（入会金及び会費）

会員は，総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第 9 条（会員の資格の喪失）

(1) 退会したとき

(2) 本人が死亡し，若しくは失踪宣言を受け，あるいは会が破産又は解散したとき

(3) 会費を 2 年以上滞納したとき

(4) 第 11 条により除名されたとき

第 10 条（退会）

会員は，理事会が別に定める退会届を理事長に提出して，任意に退会することができる。

第 11 条（除名）

会員にこの法人の目的に反する行為があったとき，又はこの法人の名誉を傷つけたとき，若しくは理事会の承認なく第 5 条に記載されている事業を行うことや法人の運営を混乱させる行為があったときなど，除名の正当な理由があるときは，理事会の議決によりこれを除名することができる。その場合，議決前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 12 条（会費等の不返還）

すでに納入した入会金，会費その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章　役員

第 13 条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　3 名以上 10 名以内

(2) 監事　1 名以上 2 名以内

2. 理事のうち 1 人を理事長とし，1 名以上 2 名以内を副理事長とする。

第 14 条（選任の方法）

役員を総会において選任するために，理事会は候補者を総会に推薦提案することができる。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

第 15 条（職務）

理事長は，この法人を代表し，その業務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し，理事長に事故があるときはその職務を代行する。理事長に事故があるときは，理事長があらかじめ指名した順序によって，その職務を代行する。

3. 理事は，理事会を構成し，この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき，この法人の業務を執行する。

4. 監事は，次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果，この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には，これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には，総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について，理事会に意見を述べること。

第 16 条（任期等）

役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は，それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

第 17 条（解任）

役員が次の各号の一に該当する場合には，総会の議決により，これを解任することできる。この場合は，その役員に対し，議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反，その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第 18 条（報酬）

役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には，その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前 2 項に関し必要な事項は，総会の議決を経て，理事会が別に定める。

第 4 章　会議

第 19 条（種別）

この法人の会議は，総会及び理事会とし，総会は通常総会及び臨時総会とする。

第 20 条（構成）

総会は，社員会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

第 21 条（権能）

総会は，この定款で別に定めるもののほか，次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2. 理事会は，この定款で別に定めるもののほか，次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 理事会として付議する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 22 条（開催）

通常総会は，毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は，次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め，招集の請求をしたとき。

(2) 社員会員総数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(3) 第 15 条（監事の職務）第 4 項第 4 条の規定に基づいて，監事が招集するとき。

3. 理事会は，次のいずれかの場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の 3 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第 23 条（招集）

会議は，前条第 2 項第 3 号に定める場合を除き，理事長が招集する。

2. 理事長は，前条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める場合には，請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。前条第 3 項第 2 号に定める場合には，請求の日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は，構成員に対し，会議の日時，場所及び目的たる事項を記載した書面をもって，少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

第 24 条（議長）

総会の議長は，その総会に出席した社員会員の中から選出する。理事会の議長は，理事長が務めるか，もしくは理事長が他の理事を指名する。

第 25 条（定足数）

総会は，社員会員総数の，理事会は，理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 26 条（議決）

会議の議事は，この定款で別に定める場合を除き，出席した構成員の過半数をもって決し，同数のときは，議長の決するところによる。

第 27 条（書面表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は，あらかじめ通知された事項について，書面をもって表決し，又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において，書面による表決者又は表決の委任者は，会議に出席したものとみなす。

第 28 条（総会議事録）

総会を開会したときは，次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員会員総数

(3) 会議に出席した社員会員の数（書面による表決者及び表決の委任者がある場合は，その数を付記する。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には，議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が署名しなければ

ならない。

第5章　資産

第29条（資産の構成）

この法人の資産は，次に掲げるものをもって構成する。

（1）設立当初の財産目録に記載された資産

（2）寄附金品

（3）財産から生ずる収益

（4）事業に伴う収益

（5）入会金及び会費

（6）その他の収益

第30条（資産の管理）

この法人の資産は，理事会の議決に基づいて，理事長がこれを管理する。

第6章　会計

第31条（会計の原則）

この法人の会計は，特定非営利活動促進法27条（会計の原則）各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

第32条（暫定予算）

理事長は，やむを得ない理由により予算が成立しないときは，理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2．前項の収益費用は，新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第33条（事業年度）

この法人の事業年度は，毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第7章　解散及び定款の変更

第34条（解散及び残余財産の処分）

この法人は，総会において出席会員総数の3分の2以上の同意を得て，解散することができる。

第35条（定款の変更）

この定款は，総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て，変更することができる。

第8章　事　務　局

第36条（事務局の設置）

この法人に，この法人の事務を処理するため，事務局を設置する。

2．事務局には，必要な職員を置く。

第37条（職員の任免）

職員の任免は，理事長が行う。

第 38 条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，理事会の議決を経て，理事長が別に定める。

第 9 章　公告の方法

第 39 条（公告）

この法人の公告は，この法人の掲示板に掲示するとともに，官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章　雑　則

第 40 条（細則）

この定款の施行について必要な事項は，この定款で定めるものを除き，理事会の議決を経て理事長が定める。

附則

1．この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2．この法人の設立当初の役員は、別表の通りとし、任期は、この定款の定めにかかわらず、法人設立の日から２０００年４月３０日までとする。
3．この法人の設立当初の事業年度は、この定款の定めにかかわらず、この法人の成立の日から２０００年４月３０日までとする。
4．この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
5．この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
（１）入会金　１０００円
（２）年会費　正会員（個人）３０００円
　　正会員（家族）６０００円
　　正会員（法人）一口１００００円を一口以上
　　賛助会員　　一口　５０００円を一口以上

別表　設立当初の役員

理事長	加藤幸彦
専務理事	伊藤美里
理事	伊藤誠一
同	清水 武
同	桑原節子
同	松村恵巳
監事	碓井憲男